## 砺波市住宅取得支援補助金の請求までのフローチャート

1	対象者
	転 入 世 帯:基準日において夫婦のいずれかが39歳以下、かつ、転入の日から3年以内の
	者で、転入の日前1年間において市内に住所を有していなかった者の属する
	世帯
	子育て世帯:基準日において中学生までの子がいる世帯であり、かつ、転入の日から3年
	以内の者で、転入の日前1年間において市内に住所を有していなかった者の属
	する世帯 ※基準日とは、建設工事請負契約又は売買契約日
	ightharpoonup
2	支援内容
	新 築 107.3万円 (上限)…(1)
	中 古 50万円 (上限)…(2)
	借入額 1/10 円 と(1)または(2)のどららか金額の安い方
	補助対象経費 住宅の建設又は購入に係る経費
	(土地の取得費及び店舗、事務所又は賃貸住宅等との併用住宅の場合は、自己
	の居住部分以外の部分に係る工事費を除く)
3	要件
	令和3年1月1日以降に建設工事請負契約又は売買契約を結んだもの。
	(ただし、新築工事の場合は令和3年1月1日以降に着工したものを含む。)
	住民基本台帳の登録をして、以後10年以上居住する意思があること。
	世帯員全員に市税等の滞納がないこと。
	住宅の取得に伴う登記の日から 1 年以内に補助金申請を行うこと。
	<b></b>
<b>4</b>	工事が元」してから交前中間までに11分こと。 世帯員全員の住民票を移すこと。 □ 土地及び建物の登記を済ませること。
	世帝負主員の住民宗を移りこと。 コーエ地及の建物の登記を済ませること。
<b>(5)</b>	交付申請に準備するもの
	交付申請書 口事業実績報告書
	世帯員全員の住民票の写し      □ 配置図及び各階平面図
	転入者の戸籍の附票の写し(過去1年間の住所地がわかるもの)
	取得にかかった費用がわかる明細書 口 住宅の全景の写真
	土地及び建物の登記事項証明書の写し 口 建築に係る契約書又は売買契約書の写し
	金銭消費貸借契約証書の写し 口 領収書の写し
	建築基準法に規定する検査済証の写し又は着手日確認承諾書(新築の場合のみ)
	市税等納付(納入)状況確認承諾書

交付請求書

書類の不備がなければ30日程度で指定口座へ振り込みます。 □交付請求書

〈問合せ先〉市民生活課

TEL 0763-33-1172